

茨城県臨床心理士会 会則

(名称と事務所)

第1条 本会は茨城県臨床心理士会と称する。

第2条 本会の事務所は役員会の議を経て、会長が決定した場所に置く。

(目的および事業)

第3条 本会は心理臨床の業務にたずさわる会員相互の連携協力によって、会員の資質と技能の維持向上をはかることを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員が本会の運営に関して審議する年次の総会の開催。
- (2) 会員の資質と技術の向上をはかるための諸活動。
- (3) 会員相互の連携・協力および情報交換、親睦増進のための諸活動。
- (4) 専門委員会活動。
- (5) 会誌、名簿、その他の刊行。
- (6) その他必要な事業および活動。

(専門委員会)

第5条 本会に次の専門委員会を置く。

- (1) 医療保健領域委員会
 - (2) 福祉領域委員会
 - (3) 産業領域委員会
 - (4) 教育領域委員会
 - (5) 司法・被害者支援領域委員会
2. 前項の専門委員会の委員長は理事の中から会長が選任および解任する。
 3. 専門委員会に専門部会を置くことができる。専門部会ごとの規約は別に定める。

(会員)

第6条 本会の会員は茨城県およびその隣接地域に居住または勤務地を有する認定臨床心理士（財団法人日本臨床心理士資格認定協会により認定された臨床心理士）とする。

第7条 会員は本会が主催する諸事業および活動に参加することができ、また本会の発行する出版物等について配布を受けることができる。

第8条 会員は退会届を会長に提出して、任意にいつでも退会することができる。

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、役員会での議決を持って当該会員を除名することができる。

- (1) 別に定める「茨城県臨床心理士会倫理規程」に違反した時。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をした時。

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、会員資格を喪失する。

- (1) 死亡または失踪宣言を受けた時。
- (2) 臨床心理士の資格を喪失した時。
- (3) 3年間連続して会費未納となった時。

(総会)

第11条 総会は毎年1回開催する。ただし必要に応じて臨時総会を開くことができる。

2. 総会は会長が招集する。
3. 総会は会員の3分の1以上の出席（委任状を含む）により成立する。
4. 総会の決議は出席者の過半数による。

(組織と運営)

第12条 本会に次の役員をおく。

- (1) 理事 18名以内
- (2) 監事 2名

2. 理事のうち1名を会長とする。
3. 会長以外の理事のうち2名を副会長とする。

第13条 役員を選任は、別に定める「選挙に関する細則」に基づきおこなうものとする。

第14条 役員の任期は2年とし、連続しての選出は3期までとする。

第15条 役員に欠員が生じたときは、次点者をもって補う。この場合の任期は前任者の残任期間とする。

第16条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

2. 会長が職務を遂行できないときは副会長がその職務を代行する。
3. 理事は会長の旨を受けて業務を遂行する。

第17条 本会の業務遂行のため事務局をおく。

第18条 本会の経費は年度会費(5,000円)と寄付金による。

第19条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。決算および予算案は年次総会において承認および審議決定される。

(雑則)

第20条 本会の会則の改正は総会に出席した会員の3分の2以上の同意によって行われる。本会の細則の改正は総会に出席した会員の過半数の同意によって行われる。

(附則)

1. 本会則は平成4年4月19日より施行する。
2. 本会則の規定にかかわらず、本会第1回の選挙により役員が決定するまでの間、本会の業務を茨城県臨床心理士会設立準備委員会が代行する。

(附則)

1. 本会則は平成4年4月19日より施行する。

(附則)

1. 本会則は平成5年4月1日より施行する。(一部改正)

(附則)

1. 本会則は平成6年4月1日より施行する。(一部改正)

(附則)

1. 本会則は平成10年4月1日より施行する。(一部改正)

(附則)

1. 本会則は平成17年5月29日より施行する。(一部改正)

(附則)

1. 本会則は平成18年6月1日より施行する。(一部改正)

(附則)

1. 本会則は平成19年6月10日より施行する。(一部改正)

(附則)

1. 本会則は平成24年1月22日より施行する。(一部改正)